

甲府市子どもの権利擁護委員 令和5（2023）年度活動報告書



「こうふPR大使 武田ハルくん」

甲府市子どもの権利擁護委員

1 はじめに

「権利擁護委員の活動について」

子どもの権利擁護代表委員
亀山 倫世

令和2年3月に子どもの権利を定めた条例「甲府市子ども未来応援条例」が制定され、同年2年7月に権利擁護委員が設置されてから4年がすぎました。

同条例には、子どもの権利を尊重すること、子どもの年齢及び成長過程に応じた意見に耳を傾けること、子どもにとっての最善の利益について考慮することなどが基本理念として掲げられ、市の責務だけでなく保護者や市民、育ち学ぶ施設の関係者等を「子ども応援者」と定義し、各役割についても定めています。そして、特に市に対しては、子ども及び子ども応援者が、いじめ、虐待、体罰その他身体的及び精神的な暴力について安心して相談できる体制の充実とその相談内容に応じた必要な支援を行うことを求めており、子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的に権利擁護委員を設置することとされています。

私が権利擁護委員に選任されましたのは、令和5年7月になりますが、この間、相談窓口である子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」には、いじめ、不登校、虐待等様々な相談が寄せられております。昨年4月以降、ヤングケアラーの相談窓口を兼ねることになったことも要因の一つかと思いますが、件数は右肩上がりであり、子ども本人や保護者の方からの相談も多く、徐々に窓口が認知されてきていることを感じ喜ばしい一方、寄せられた相談のなかには深刻な相談も多く、いかに解決していくか委員で意見を出し合いながら対応にあたっています。

また、相談への対応にあたっては、子どもの意見はどうか、子どもにとって最善の利益は何かということを検討しています。これは、同条例の基本理念として掲げられていることはもちろんのこと、同条例の考え方のもととなる児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に規定されている基本原則であるからです。同条約を批准して今年で35年になりますが、令和4年6月によりやく日本でもこども基本法が制定され、子どもが権利の主体であることや子どもの意見を尊重すること等の同条約の基本原則が取り入れられました。まだまだ子どもが権利の主体であること等の認識は浸透しているとは言い難い状況ですが、今後それらの認識が大人だけでなく子ども自身にもきちんと浸透し、子どもが権利の主体として生きられる環境整備が早期に

実現されることが期待されます。

権利擁護委員は、その実現のための一つの機関です。子ども自身が困ったときの相談先として、また、保護者や「子ども応援者」の皆様には子どもにかかる問題を一人で抱え込まないためにも「あおぞら」を活用していただき、問題を解決することにより全ての子どもが安心して生活が送れることを願ってやみません。

権利擁護委員として、（声にできない声を含め）子どもの声を聞きながら、子どもの最善の利益はどこにあるのか多面的に検討し、子どもが権利の主体として生きられるように努めを果たして行きたいと考えております。至らぬところはあろうかと思いますが、他の委員の先生方のご協力をいただきながら努めてまいりますので今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~ プロフィール ~~~~~



氏名：かめやま みちよ 亀山 倫世
現職：弁護士
学歴：神戸大学法科大学院
経歴：山梨県弁護士会子どもの権利擁護委員
日本弁護士連合会子どもの権利委員会委員
甲府市子どもの権利擁護代表委員（令和5年7月～）

「子どもの権利擁護の活動を通して」

子どもの権利擁護委員
黒田浩司

令和2年（2020年）7月から甲府市の子ども権利擁護委員として活動しています。臨床心理学を専門としており、今までは臨床心理アセスメント（心理検査など）と臨床心理的援助（主にカウンセリング・心理療法）の実践を長年継続してきました。主に、医療機関や開業カウンセリングルームに自分の意志で自主的に来談される方（クライアント）に様々な形の支援を提供してきた経験があります。臨床心理アセスメントと臨床心理的援助は相互に強く関連しており、適切な支援を行うには適切なアセスメントは必須であり、対象者の状況や関連する諸要因を多面的な観点から十分に吟味することが重要です。このことは子どもの権利擁護の諸活動においても非常に重要であると感じており、昨今の子ども置かれている多様で複雑な状況をどのように適切に把握するかが活動の上で重要なカギになります。そしてその中でも、対象者がどのようなニーズを持っているか、どのような対応を求めているかを適切に把握することは、問題状況における今後の対応を考える際に最も最優先されるべきこととなります。

近年は様々な社会情勢もあり、子どもが置かれている状況はますます困難をとまなっているように感じます。コンピュータやスマートフォンなどのICT機器の登場や様々な技術革新により、子どもを取り巻く生活環境やコミュニケーションの様式も日々変化しています。社会情勢における変化も大きく、保護者の従来の価値観があまり通用しない世の中になっています。様々な社会的要因や情勢により経済状況の変化も大きく、地域の互恵的な関係性が損なわれることや、貧困の問題や社会の分断もしばしば生じやすくなっています。子どもがいろいろな意味での暴力や虐待、いじめや対人関係において不適切な対応を受けている場合も少なくありません。身体や精神に疾患などを抱えた家族の世話を日常的にしているヤングケアラーも少なくないと聞いています。子どもの当然守られるべき権利や主体性が奪われている状態にあり、このような状況下ではそのことを認知することもできていない子どもも少なくないと推測されます。

臨床心理の専門相談機関は基本的にはクライアントの自主来談を待つのが原則と考えられています。しかし、その一方ではクライアントが日常的に生活を営む地域社会への働きかけも重要と考えられています。こういった働きかけはコミュニティ支援（コミュニティ心理学）と言われています。支援へのニーズがあるものの来談にいたらないケースがしばしばあること、特に問

題が複雑に重なっており、状況が重篤なケースほど来談までに時間がかかる
ことがあり、そういったケースはどこで相談をすることができるか、自分の
問題についてどのような人々がサポートをしてくれる可能性があるかをよく
知らないということが指摘されています。このようなことを考慮して多様な
相談の窓口（出先機関）をクライアントが生活する場所の身近の認知されや
すい場所に作ることの重要性が言われています。また、そういった窓口への
クライアントをつなぐ役割を果たす多様な人材が多くなることが、期待され
ています。子どもとかかわる多くの専門家や市民が子どもの権利擁護につい
て理解を深め、子どもとかかわることでその子どもの権利意識と主体性をは
ぐくむことが期待されると言えます。甲府市の子どもの権利擁護の活動がこ
のような人材の増強や、関連機関の連携の強化につながることを期待してい
ますし、そういったことを念頭に活動を続けてゆきたいと思います。甲府市
が子どもの権利擁護について意識を高く持つ多くの専門職と市民に溢れ、子
どもに優しく、子どもの権利擁護意識をはぐくむコミュニティとなることを
期待したいと思います。

〜〜〜〜〜 プロフィール 〜〜〜〜〜



氏 名：黒田 浩司

現 職：山梨英和大学教授

学 歴：慶應義塾大学大学院

経 歴：高校スクールカウンセラー、

大学学生相談センターカウンセラー

病院の精神神経科・開業カウンセリングルームの臨床心理士

山梨英和大学心理臨床センター長。

山梨県再犯防止推進計画策定委員長。

甲府市子ども権利擁護委員（令和2年7月～）

「すべての子どもが安心して日々を送ることができる甲府市を目指して」

子どもの権利擁護委員

林 知 然

子どもの権利擁護委員を担わせていただいている林と申します。この活動報告書を書くうえで、何を題材にしようかと思案していたところ、小学生時代に読んだ記憶がある「モモ」という物語を思いつき 30 年ほどぶりに手に取りました。

モモは主人公の女の子の名前です。モモは、まき毛でくしゃくしゃの髪の毛、ありとあらゆる色のつぎぎれを縫い合わせて作られたスカートを履き、だぶだぶの男物の上衣を着て、いつも裸足、奇妙な「みてくれ」をしています。みんなの話を十分に聞くことができる才能があります。たとえばモモが「道路掃除夫のベッポ」の話聞くことで、ベッポの頭の中は晴れやかになり、ベッポからは素晴らしいアイデアが引き出されるのです。

子どもの権利擁護委員を規定している「甲府市子ども未来応援条例」によると、子どもの定義は、「甲府市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする 18 歳未満の全ての者」となっています。その子ども一人ひとりが日々を過ごすなかで悩みごとを持ち、もしかしたら抱えきれないほどの悩みごとを持っているかもしれません。「そのぐらい我慢すればいい」と感じている悩みごと、**「どうせ解決できない」と感じている悩みごと**も甲府市「あおぞら」に相談することを検討してみてください。すべての子どもたちには相談をする権利があります。簡単には解決できないかもしれませんが、「道路掃除夫のベッポ」のように頭の中が晴れやかになり、解決の糸口が見つかるかもしれません。

日本で子どもの権利条約を具現化した法律「こども基本法」が施行されたのは 2023 年ですが、神奈川県川崎市では 20 年以上も前、2001 年に施行され、全国の中でもいち早く子どもの権利条約を具現化した条例を作った市町村のひとつです。この条例を作ったひとつの委員会—子ども委員会からおとなに向けたメッセージを記します。

まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せにはなれません。おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。条例に“子どもは愛情と理解をもって育まれる”とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。子どもはそういう中で、安心して生きることができます。

モモや川崎市の子どもたちがおとなに耳を傾けてくれたことに呼応するよ

うに、甲府市には子どもの声に耳を傾けるおとなが沢山いると信じています。子どももおとなも互いに尊重し合うことで人とのつながり、ひいては社会の豊かさというものは醸成されるのだらうと思うのです。

参考引用文献

ミヒヤエル・エンデ (2005) 『モモ』

子どもの権利条約総合研究所 (2002) 『川崎発 子どもの権利条例』

~~~~~ プロフィール ~~~~~



氏 名：^{はやし} 林 ^{ともりの} 知燃

現 職：山梨県立大学講師

学 歴：東洋大学大学院

経 歴：児童養護施設東京家庭学校 本園統括主任・家庭支援専門相談員

東京都社会福祉協議会児童部会子どもの権利擁護委員会委員

八王子児童相談所フォスタリング機関里親委託等推進委員会

里親委託等推進委員会委員

甲府市子どもの権利擁護委員（令和5年7月～）

令和5（2024）年度甲府市子どもの権利擁護委員活動報告 目次

1 はじめに	1
「権利擁護委員の活動について」 亀山代表委員	
「子どもの権利擁護の活動を通して」 黒田委員	
「すべての子どもが安心して日々を送ることができる甲府市を目指して」 林委員	
2 甲府市子どもの権利擁護委員制度の概要	
（1）制度の成り立ちや目的	8
（2）委員の構成	
（3）子どもの権利擁護委員会議・ケース検討会	10
（4）相談体制	11
（5）相談の対象者	
（6）相談方法	
（7）相談日及び相談時間	12
3 「子ども・青少年総合相談センター あおぞら」活動状況	
（1）相談の受付状況	13
（2）相談対応の状況	16
（3）相談対象者の性別・所属	17
（4）相談の種別	18
（5）曜日、時間帯による対応状況	20
4 申立て・発意について	
（1）申立案件	21
（2）発意案件	
5 広報について	
（1）「あおぞら」周知用カード	22
（2）子どものためのお悩み相談フォームの開設について	23
参考資料	24
甲府市子ども応援未来条例	
甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則	

2 甲府市子どもの権利擁護委員制度の概要

(1) 制度の成り立ちや目的

甲府市では、全ての子どもが今を幸せに過ごし、夢や希望の実現に向け挑戦できるよう、市全体で子どもの権利を尊重し、互いに連携・協働しながら、子どもの成長を応援することで、こどもが輝くまちの実現を目指し、令和2年3月に、「甲府市子ども未来応援条例」を制定しました。

この条例では、子どもの権利が侵害されている場合、あるいは侵害されたと見なされている場合の相談・救済に関して規定しており、子どもをいじめや暴力等の権利の侵害から守るため、行政からの独立性が確保された新たな機関として「甲府市子どもの権利擁護委員」の設置を規定しています。

甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）は、公平・中立的な立場で、家庭・学校・地域社会などさまざまな場面において、いじめや暴力、不合理な処分などの子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、子どもの権利の侵害を救済するとともに、子どもが自らの力で次のステップを踏めるよう、関係者と協力して子どもに対して支援するよう取り組みます。

(2) 委員の構成

甲府市子ども未来応援条例では、甲府市の附属機関として「甲府市子どもの権利擁護委員」を設置することとしており、権利擁護委員の定数は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者で3名以内としています。

任期は3年間と定められ、令和5年7月から新たに3名の権利擁護委員が就任しました。

なお、市は、権利擁護委員を補佐するため相談及び調査の専門員を置くこととしています。

令和5年度 甲府市子どもの権利擁護委員

氏名	所属等	任期
亀山 倫世 (代表委員)	弁護士 山梨県弁護士会子どもの権利 委員会	令和5年7月～
黒田 浩司	臨床心理士 山梨英和大学教授	令和2年7月～
林 知然	社会福祉士 山梨県立大学講師	令和5年7月～
高石 啓人	社会福祉士 山梨県立大学講師	令和2年7月～ 令和5年6月
八巻 佐知子 (前代表委員)	弁護士 山梨県弁護士会子どもの権利 委員会	令和2年7月～ 令和5年6月

令和5年7月 委嘱式の様子



甲府市子どもの権利擁護委員（令和5年7月1日時点）



左から 林知然委員、黒田浩司委員、亀山倫世代表委員

(3) 子どもの権利擁護委員会議・ケース検討会

・子どもの権利擁護委員会議

委員運営や啓発活動など全体で合議が必要な協議のため開催

令和5年 4月 令和5年度第1回会議

令和5年 7月 令和5年度第2回会議

令和5年10月 令和5年度第3回会議

令和6年 3月 令和5年度第4回会議

・ケース検討会

個別ケースの対応方針について検討を行うため開催

令和5年11月 第1回ケース検討会

令和6年 1月 第2回ケース検討会

令和6年 3月 第3回ケース検討会

(4) 相談体制

甲府市子どもの権利擁護委員制度の相談窓口としては、市の「子ども・青少年総合相談センター あおぞら」に専門員を配置し、子どもや保護者、関係者からの相談を受付けしています。相談は、フリーダイヤルなど電話や、来庁してもらい直接お話を聴く相談、メール及びホームページ上の相談フォームからの相談方法があります。専門員が丁寧にお話を聴き、一緒に考えていきます。

相談の内容により、子どもの権利侵害が疑われる場合などには、子どもの権利擁護委員との面談につなぎ、解決に向けた対応を行います。

「あおぞら」は、子ども自ら、また保護者が気軽に安心して自分の思いを話すことができる場所となれるよう心がけています。

(5) 相談の対象者

- ・甲府市に在住、在学、在勤その他市内で活動をする18歳未満の全ての子ども。(これらの者と同様に対象としてふさわしいと認められる者を含む)
- ・保護者や子どもに関わりのある方

(6) 相談方法

子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」が、次の方法で相談を受け付けています。

- ・電話 フリーダイヤル 0120-743-011
 直通電話 055-221-3011

- ・面談 甲府市役所本庁舎3階 6番窓口
 子ども未来部子ども未来総室子育て支援課
 子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」
 甲府市丸の内1丁目18番1号

- ・メール aozora@city.kofu.lg.jp

- ・相談フォーム

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/jidoikuse/kodomosodanform.html>

または「甲府市子ども相談フォーム」でweb検索



(7) 相談日及び相談時間

電話、来庁による相談は、月曜日から金曜日（祝日、年末年始：12月28日から1月3日を除く）の8：30～17：15となっています。

メールや、ホームページ相談フォームからの相談は、24時間受付をしていますが、時間帯によって回答は時間を要する場合があります。

3 子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」活動状況

令和5年3月まで、青少年相談・子どもの権利擁護に関する相談窓口は西庁舎の青少年相談室が担っていました。令和5年4月からは、これまでの青少年相談・子どもの権利擁護に新たにヤングケアラーに関する相談窓口の役割を加え、子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」として、甲府市役所本庁舎3階に開設しています。

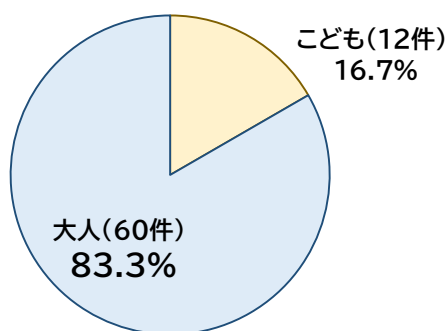
令和5年度の子ども・青少年総合相談センター「あおぞら」に寄せられた新規相談件数は、ヤングケアラー相談も含め115件で、子どもの権利擁護・青少年相談は72件でした。令和4年度の青少年相談室相談件数23件に比べ大幅に上回りました。

(1) 相談の受付状況

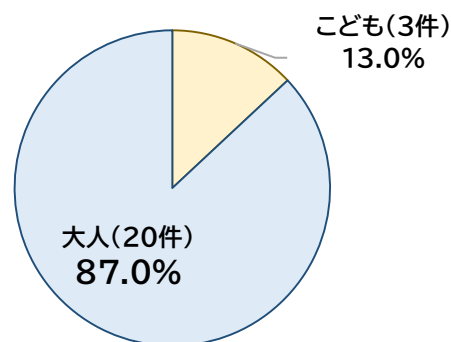
令和5年度は、子どもから12件、おとなから60件の合計72件の新規相談がありました。新たな相談窓口の周知とともに、場所を本庁舎に移転し、利用しやすくなったなどの環境的要因も考えられ、相談件数は約3倍に増加しました。相談者の割合は、子どもが12名で16.7%でした。多くの相談はおとなから寄せられていて、子どもからの相談が少ない傾向にあります。この傾向は令和4年度も同様で、子どもからの相談件数は3件で13.0%となっており、子どもの割合に大きな変化はありませんでした。

子どもからの相談については、子どもの権利擁護・青少年相談の相談窓口である「あおぞら」の周知カードを市内の小学校高学年、中学生、高校生に配布するとともに、3月にはホームページ上に相談フォームを開設するなど、相談機会の拡充に取り組みました。

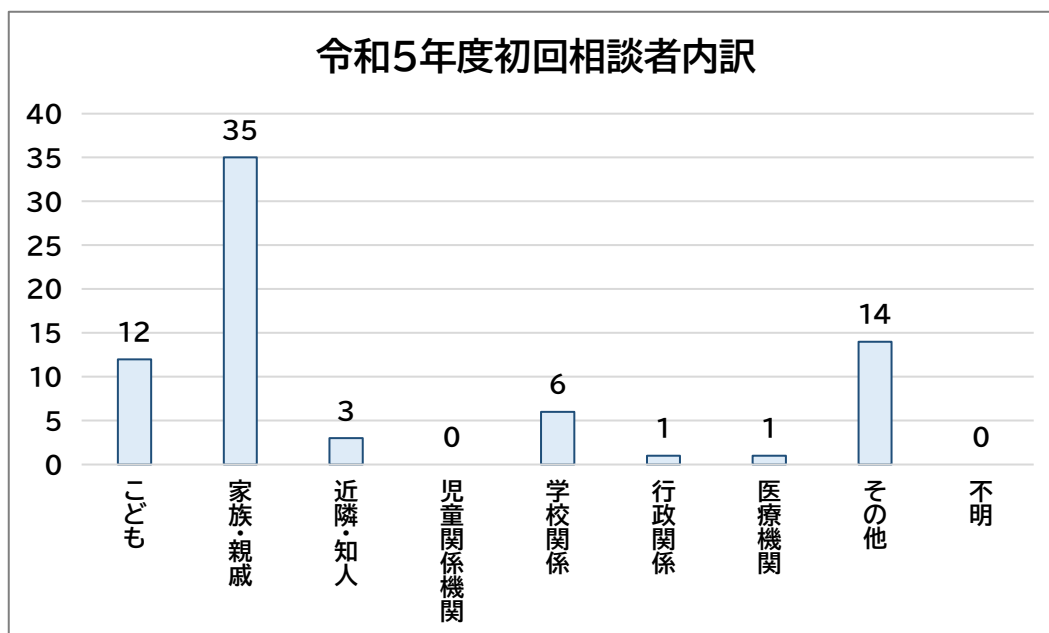
令和5年度新規相談者の割合



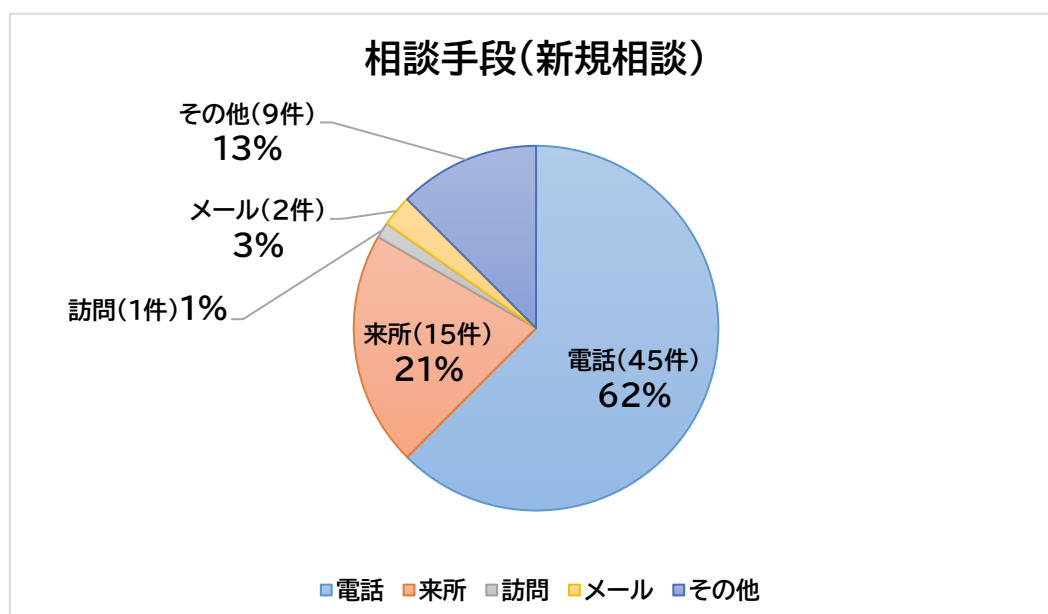
令和4年度新規相談者の割合



新規相談者の内訳については、子どもの保護者をはじめ家族からの相談が35件で、全体の相談の約半数を占めています。子どもからの相談12件を合わせると47件の相談件数となり、2/3が本人・家族からの相談でした。その他14件は、庁内他部局からの相談が主なものでした。

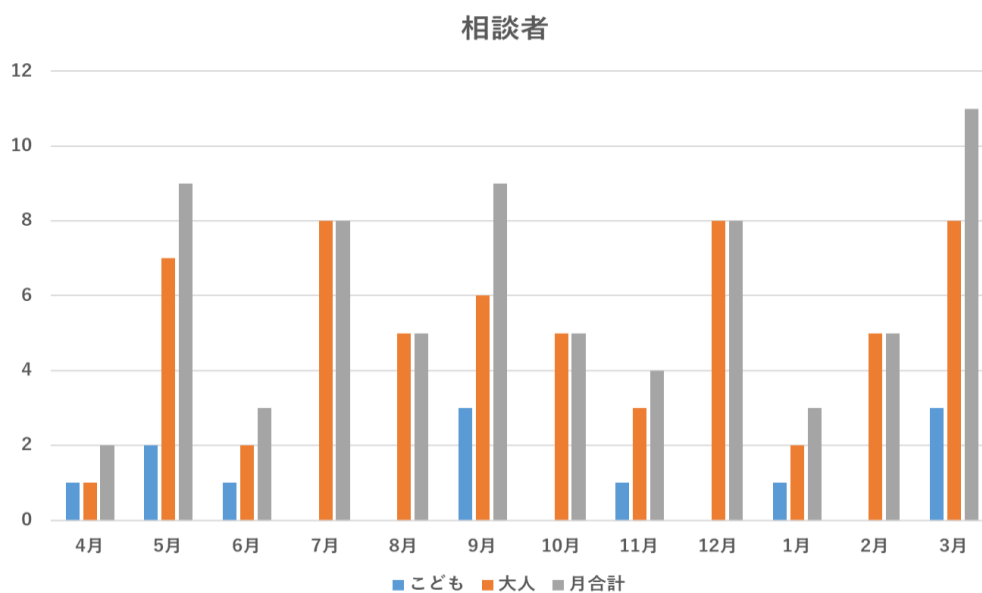


新規相談の相談手段については、電話が45件と最も多く、来所での面談が15件、訪問が1件、メールが2件、その他（庁内他部局からの相談等）が9件でした。



月別の相談件数については3月が11件と最も多く、「あおぞら」開設当初の4月が最少で2件でした。7月、8月、10月、12月、2月については、子どもからの相談がありませんでした。

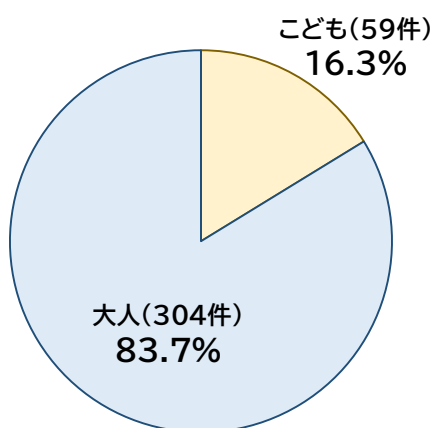
	こども	大人	月合計
4月	1	1	2
5月	2	7	9
6月	1	2	3
7月	0	8	8
8月	0	5	5
9月	3	6	9
10月	0	5	5
11月	1	3	4
12月	0	8	8
1月	1	2	3
2月	0	5	5
3月	3	8	11
合計	12	60	72



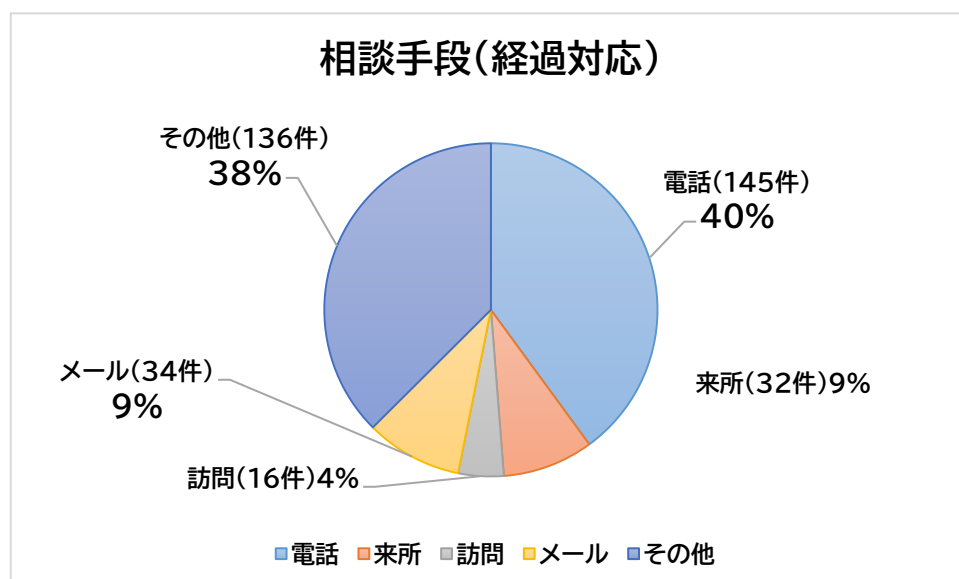
(2) 相談対応の状況

新規相談受付、その後の相談者や関係機関等とのやりとり、情報収集などの継続した対応の件数を表す相談対応は、子ども59件、おとな304件で、合計363件でした。対応全体に占める子どもの割合は16.3%で、新規相談の子どもの割合とほぼ同じでした。

令和5年度相談対応の割合



相談対応の相談手段は、電話が145件と最も多く、来所による面談が32件、訪問が16件、メールが34件、その他（庁内連携等）が136件でした。



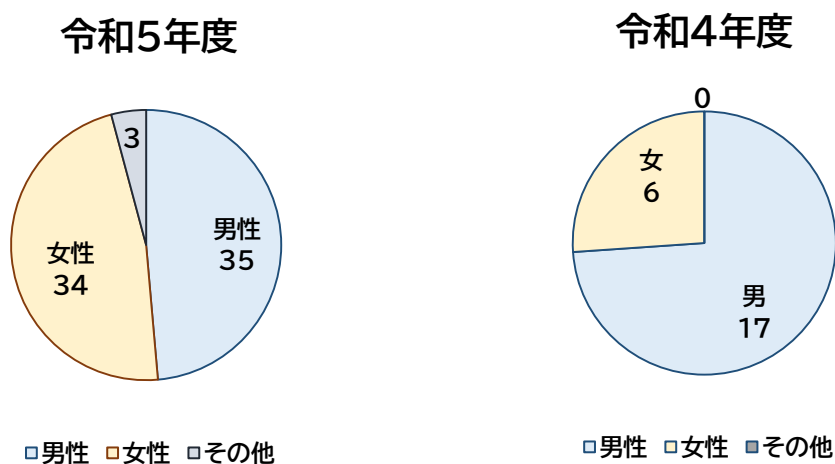
相談の継続回数については、1回の相談のみが26件、2～5回が27件、6～10回が12件、11～20回が3件、21回以上の対応を要した相談が4件となっております。最多の継続対応回数は40回でした。

相談の継続回数

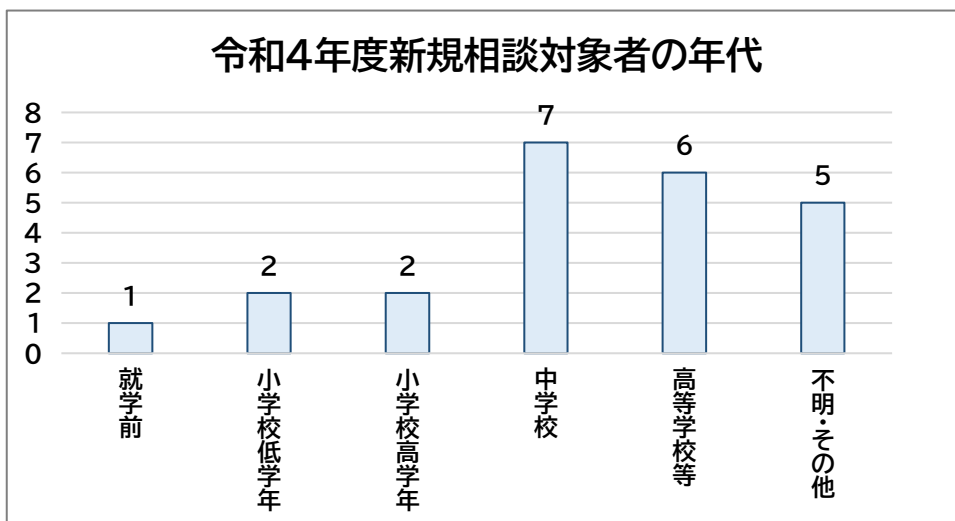
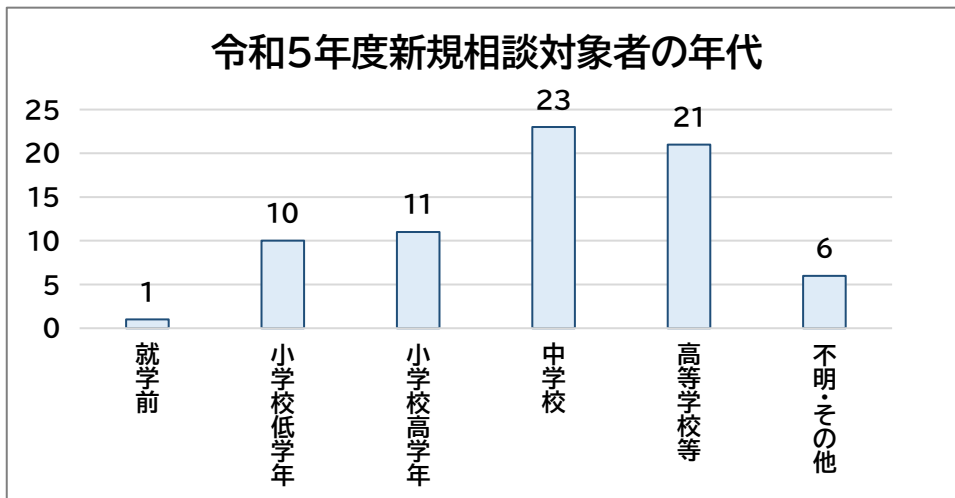
継続回数	1回	2～5回	6～10回	11～20回	21回以上
	26	27	12	3	4

(3) 相談対象者の性別・所属

令和5年度の72件のうち、男性35件、女性34件、その他3名でした。令和4年度は23件のうち、男性17件、女性6件と男性の相談が女性の約3倍でした。



年代別の相談対象者については、それぞれの年度で中学生の年代が多く、次いで高校生の年代が多くなっています。中学生、高校生が対象者の約6割でしたが、小学生の相談も低学年、高学年の学年を問わず、一定数相談対象者がおり、令和5年度においては、小学生全体では高校生と同数の対象者数でした。前年と比較しても対象者の年代の傾向は大きく変わりませんでした。



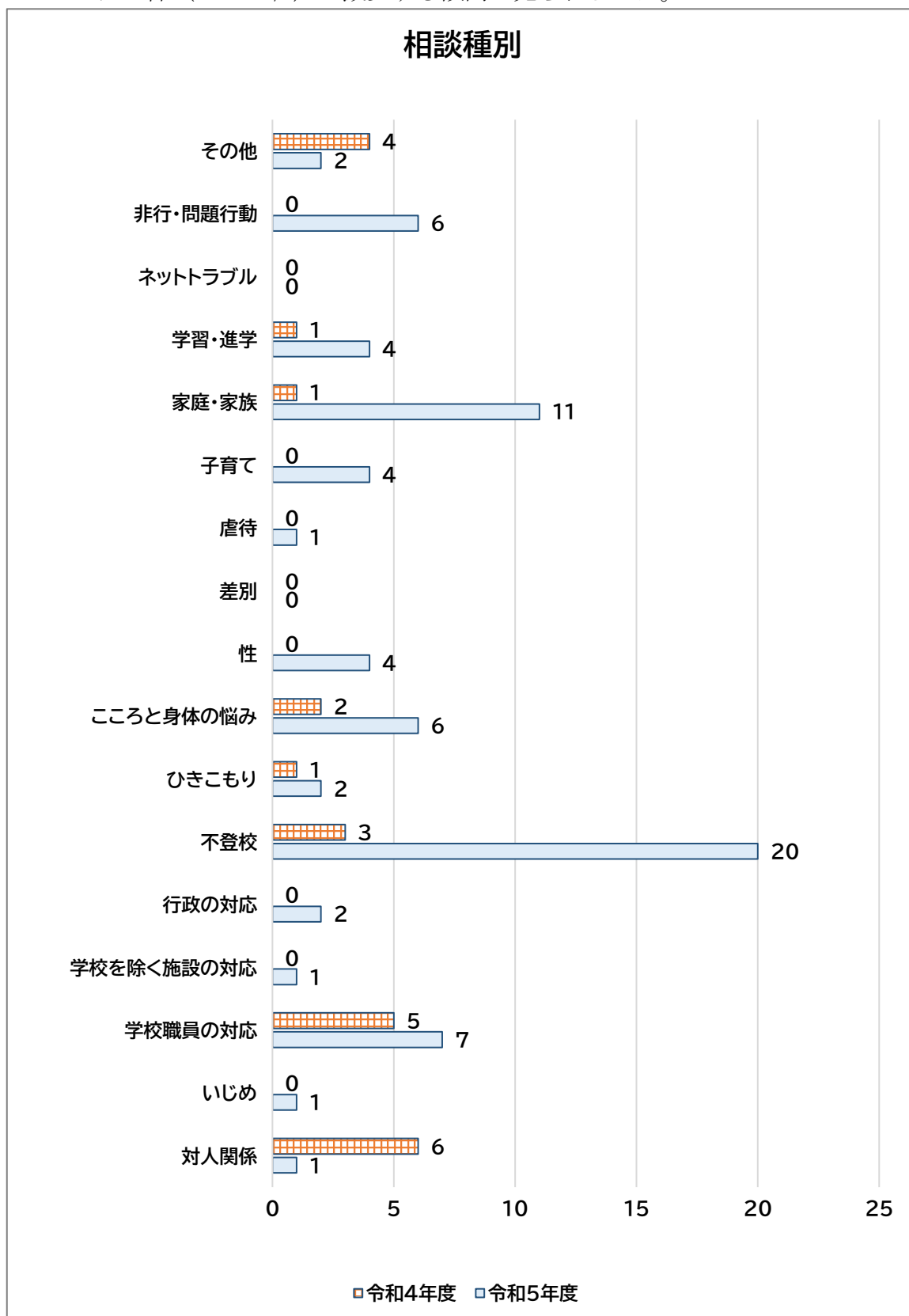
(4) 相談の種別

相談の種別については、令和5年度は「不登校」に関する相談が最も多く20件（27.8%）でした。次に「家庭・家族」が11件（15.3%）、「学校職員の対応」が7件（9.7%）でした。

令和4年度は、「対人関係」が6件（26.1%）で最も多く、次いで「学校職員の対応」で5件（21.7%）、「不登校」が3件（9.7%）でした。

令和5年度と令和4年度を比較すると、相談窓口が移転する中で、令和5年度では「不登校」の相談が約3倍と増加し、令和4年度が6件（26.1%）で最多だった「対人関係」が、令和5年度

は1件（1.4%）と減少する傾向が見られました。



(5) 曜日、時間帯による対応状況

「あおぞら」での相談受付時間は、来庁や電話での相談は月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分までとなっています。(祝日と12月29日から1月3日までは除く) 窓口で受付している時間帯以外は、メールやホームページ上の相談フォームからの相談を受け付けています。

曜日別相談件数については、水曜日のみ子どもからの相談がありませんでした。全体的に曜日に関係なく相談はありますが、月曜、火曜と週の初めに相談が多い傾向にありました。

曜日別相談件数

	月	火	水	木	金	合計
こども	2	4	0	3	3	12
おとな	15	12	12	9	12	60
合計	17	16	12	12	15	72

時間帯別の相談件数については、子どもからの相談は14時から16時の間が5件と最も多くなっています。おとなからの相談は午前中の相談が多く、特に10時から12時までの時間帯において23件と最も多くなりました。

時間帯別相談件数

	10時以前	10時～	12時～	14時～	16時以降	合計
こども	3	2	1	5	1	12
おとな	13	21	9	9	8	60
合計	16	23	10	14	9	72

4 申立て・発意について

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の侵害に関わる救済の申立てを受け、又は必要があるときは、自らの判断で、子どもの権利の救済及び回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請及び意見表明を行います。
(甲府市子ども未来応援条例第23条第2号)

(1) 申立案件

令和5年度は申立てがありませんでした。

令和4年度の申立案件（令和4年11月15日付）については、調査を行い、令和5年6月30日付で案件を終結しました。

案件終結の通知書を申立人、教育長、当該学校へ提出しましたが、個人情報保護に配慮し、本活動報告書へ掲載いたしません。

(2) 発意案件

令和5年度は発意がありませんでした。

5 広報について

(1) 「あおぞら」周知用カード

令和6年2月に、市内の小学校（5年生、6年生）、中学校、高等学校に通っている児童・生徒に学校を通じて配布しました。

(表面)



(裏面)



(2) 子どものためのお悩み相談フォームの開設について

ひとりで抱えている悩みごとや困りごとを聞いてほしい子どもたちにとって、より相談しやすい手段を提供するため、令和6年3月、市公式ホームページに「子どものためのお悩み相談フォーム」を開設しました。

対象者は、甲府市に在住している、もしくは、市内の学校に通っている子どもとなっています。

Q1 氏名(お名前)またはニックネーム(必須)	<input type="text"/>
Q2 メールアドレス(必須) ※入力されたメールアドレスに返信します。	<input type="text"/>
Q3 お住いはどちらですか? わからない場合は次の質問に進みください。	北新地区 <input type="button" value="v"/>
Q4 学年(必須)	<input type="radio"/> 小学3年生以下 <input type="radio"/> 小学4年生 <input type="radio"/> 小学5年生 <input type="radio"/> 小学6年生 <input type="radio"/> 中学1年生 <input type="radio"/> 中学2年生 <input type="radio"/> 中学3年生 <input type="radio"/> 高校1年生相当年齢 <input type="radio"/> 高校2年生相当年齢 <input type="radio"/> 高校3年生相当年齢
Q5 相談したいこと(必須)	<input type="text"/>
Q6 (参考にうかがいます) あなたが気軽にお話できる連絡方法はどれですか?	<input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> LINE <input type="checkbox"/> X(旧:Twitter) <input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> その他
Q7 Q6で「その他」を選択した方が気軽に連絡できる方法がありますか?	<input type="text"/>

[送信確認](#) [リセット](#)

※甲府市ホームページから抜粋

参考資料

- ・ 甲府市子ども未来応援条例
- ・ 甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則

甲府市子ども未来応援条例

令和2年3月30日
条例第4号

目次

前文

第1章総則（第1条～第3条）

第2章市の責務と子ども応援者の役割（第4条～第10条）

第3章子ども未来応援施策の推進

第1節子どもが地域で育つ拠点づくり（第11条～第13条）

第2節子どもが健やかに成長できる体制づくり（第14条・第15条）

第3節子どもが未来を築く機会づくり（第16条～第18条）

第4節推進体制（第19条・第20条）

第4章子どもの相談・救済と権利支援体制の整備（第21条～第28条）

第5章雑則（第29条・第30条）

子どもは、自ら夢や希望に向かい、勇気を持って挑戦することを通じ、たくましさや優しさを養うとともに、多様な人々とかかわりを持ちながら、自分を大切にす
る心や他の人を尊重する心を育み、社会の一員として個性豊かに成長していくこと
が大切であります。

私たちは、子どもが健やかに育つために、子どもの権利を尊重し、互いに連携・
協働しながら、子どもの年齢や成長過程に応じた子ども自身の成長を応援してまい

ります。

この美しい自然に恵まれ、連綿と続く歴史や文化が培われ発展した魅力あふれるまち甲府を、子どもの権利を守り、全ての子どもが今を幸せに過ごし、夢や希望の実現に向け挑戦できる、こどもが輝くまちとするため、この条例を制定します。

第1章総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもがいきいきと自分らしく健やかに成長し、社会の一員として自立することを応援するための基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者、地域団体及び子ども応援団体（以下「子ども応援者」と総称する。）の役割を明らかにするとともに、子どもに関わる全ての大人が連携・協働することにより、子どもの育ちを支える取組を推進し、未来を担っていく子どもの成長を応援する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする18歳未満の全ての者（これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含む。）をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在学、在勤その他市内で活動をする個人をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいう。
- (5) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (6) 地域団体 自治会、ボランティア団体、特定非営利法人その他市内で活動を行う団体をいう。
- (7) 子ども応援団体 子どもの育ちに関する活動を行う団体をいう。
- (8) 子ども未来応援施策 市と子ども応援者が連携・協働し実施する子どもの育ちに関する施策をいう。

(基本理念)

第3条 子どもが健やかに成長し、自立するための応援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもの権利を尊重し、子どもの年齢及び成長過程に応じた意見に耳を傾け、子どもにとっての最善の利益について考慮すること。

(2) 子ども一人ひとりが夢や希望を持ち、様々な体験や学習を通じて、未来を築いていくために必要な社会性や自立心、たくましさや優しさを養うことができるよう取り組むこと。

(3) 市及び子ども応援者がそれぞれの責務又は役割を認識し、主体的に取り組むとともに、相互に連携・協働して行うこと。

第2章市の責務と子ども応援者の役割

(市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、子どもの育ちに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的責任を有することを自覚し、子どもが健やかに育つ家庭環境を整えるとともに、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性を養う場であることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことを通じて、健やかに成長できるよう、良好な地域社会の形成に努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の関係者の役割)

第7条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長にとって重要な役割を果たすことを認識し、子ども自らが課題を見つけ、学び、判断し、及び行動する力を身に付けることができるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、社会的な影響力及び責任を認識し、市及び子ども応援者が実施する職場体験活動その他の子どもの育ちに関する活動に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第9条 地域団体は、地域のつながりを活かしながら、子どもの育成のために相互に協力し、子どもの健やかな育ちに関する活動の推進に努めるものとする。

(子ども応援団体の役割)

第10条 子ども応援団体は、その専門的な知識及び経験を活かし、子どもの育ちに関する活動を積極的に行うよう努めるものとする。

第3章子ども未来応援施策の推進

第1節子どもが地域で育つ拠点づくり

(居場所の整備及び施設の充実)

第11条 市は、子どもが安心して過ごすことができるよう、子どもの学習、相談、交流等に必要な居場所を整備するものとする。

2 市は、子どもの成長における様々な段階及び状況に応じた必要な施設の充実に

努めるものとする。

(子育て応援者の育成等)

第12条 市は、子どもの育ちを応援する担い手となる者（この条において「子育て応援者」という。）の育成に努めるものとする。

2 市は、子ども未来応援施策を実施するため、子育て応援者に係る登録制度を構築するものとする。

3 市は、子育て応援者が子どもの育ちに関する活動を継続的かつ安定的に実施できるように、子ども応援団体の設立を支援するものとする。

(子ども応援団体への支援)

第13条 市は、子ども応援団体が行う子どもの育ちに関する活動を支援するため、情報の提供、相互の交流の機会の提供、人材の育成その他の必要な施策を推進するものとする。

第2節子どもが健やかに成長できる体制づくり

(子どもの権利の侵害等への対応)

第14条 市は、いじめ、虐待、体罰その他身体的及び精神的な暴力の防止と早期発見に努めるとともに、子ども応援者及び関係機関と連携し、子どもの権利の侵害からの救済に取り組むものとする。

2 市は、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つよう、子どもの貧困問題に総合的に取り組むものとする。

(子どもの心身の健康づくり)

第15条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進が図られるよう、推進体制を整備するものとする。

2 市は、子ども自ら遊びかつ学ぶことができるよう、遊びの中で体を動かし多様な動きを身に付けていく運動遊びができる場の創出に努めるものとする。

3 市は、子どもが様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、食生活への関心と意識の醸成に取り組むものとする。

第3節子どもが未来を築く機会づくり

(意見表明及び社会参加の促進)

第16条 市は、子どもが社会の一員として自分の意見を表明し、社会に参加する機会及び仕組みを設けるものとする。

2 市は、子どもの意見表明及び社会参加を促進するため、子どもの意見を尊重し、主体的な活動を支援するものとする。

3 市は、子どもが地域社会の中で健やかに育つことができるよう、子どもと地域住民との交流を促進するとともに、地域の行事等に参加する機会の充実に努めるものとする。

(甲府の歴史・文化の体験)

第17条 市は、子どもの郷土を愛する心が育まれるよう、甲府の歴史、文化、伝統及び自然に触れ親しむ体験の機会の提供に努めるものとする。

(未来への挑戦)

第18条 市は、未来を託す人材を育成するため、夢を持つことの素晴らしさ、大切さを伝える機会の創出に努めるものとする。

第4節推進体制

第19条 市は、第11条から前条までに定める施策を推進するに当たっては、子ども応援者との連携・協働の下に、子ども及び子どもを取り巻く環境の実情に合わせて実施するものとする。

第20条 市は、子ども未来応援施策を推進するため、必要に応じて、本市の施策と連携・協働する者（次項において「子ども応援委員」という。）の意見聴取に努めるものとする。

2 市は、子ども未来応援施策の実施に向けた仕組みを構築するとともに、子ども応援委員が相互に連携し、当該施策を実施することができるよう、子ども応援会議（子ども応援委員で構成する会議をいう。）を設置する。

3 市は、子ども未来応援施策を推進するために必要な行政体制を整備する。

第4章子どもの相談・救済と権利支援体制の整備

(相談体制の充実)

第21条 市は、子ども及び子ども応援者が、いじめ、虐待、体罰その他身体的及び精神的な暴力について安心して相談できる体制の充実に努めるものとする。

2 市は、前項の相談を受けたときは、速やかに応ずるとともに、その相談の内容に応じた必要な支援を行うものとする。この場合において、継続して支援が必要なときは、次条に規定する甲府市子どもの権利擁護委員に報告するものとする。

(子どもの権利擁護委員の設置)

第22条 市は、子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的に、市長の附属機関として甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）を設置する。

2 権利擁護委員の定数は、3人以内とする。

3 権利擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者のうちから市長が委嘱する。

4 権利擁護委員の任期は、3年とし、再任されることができる。ただし、補欠の権利擁護委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 市は、権利擁護委員の仕事を補佐するため、相談及び調査の専門員を設置する。

(権利擁護委員の職務)

第23条 権利擁護委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言や支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てを受け、又は必要があるときは、自らの判断で、子どもの権利の救済及び回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請及び意見表明を行うこと。

(3) 前号の勧告、是正要請又は意見表明（以下「勧告等」という。）を受けて採られた措置の報告を求め、その状況を確認すること。

（勧告等に対する措置）

第24条 市は、勧告等を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市以外の者は、勧告等を受けたときは、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（見守り等の支援）

第25条 権利擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等を行った後も、必要に応じて、子ども応援者及び関係機関と連携・協働し、子どもの見守り等の支援を行うものとする。

（独立性の確保と活動への協力）

第26条 市は、権利擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援する。

2 子ども応援者は、子どもの権利について必要な理解を深め、権利擁護委員の活動に協力するよう努めるものとする。

（公表）

第27条 権利擁護委員は、必要と認めるときは、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等及びこれらに対する措置の報告等の内容を公表することができる。

2 権利擁護委員は、毎年その活動状況を市長に報告するとともに、公表するものとする。

（子どもの権利等の普及）

第28条 市は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に規定する子どもの権利及びこの条例について、子どもにもわかるよう、その普及に努めるものとする。

第5章雑則

（財政上の措置）

第29条 市は、子どもの育ちに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

甲府市子どもの権利擁護委員に関する規則

令和2年6月29日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市子ども未来応援条例（令和2年3月条例第4号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき設置する甲府市子どもの権利擁護委員（以下「権利擁護委員」という。）の職務等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(救済の申立て)

第3条 何人も、権利擁護委員に対し、子どもの権利の侵害について、文書又は口頭により救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 申立ての受付は、条例第22条第5項に規定する相談及び調査の専門員（以下「専門員」という。）が行う。

(調査)

第4条 権利擁護委員及び専門員（以下「権利擁護委員等」という。）は、申立てがあった場合は、当該申立てについて調査を行うものとする。ただし、当該申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容が明白な虚偽である場合
 - (2) 申立ての内容に具体的な権利の侵害が含まれていない場合
 - (3) 権利擁護委員等の行為に係るものである場合
 - (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過している場合
 - (5) その他調査をすることが必要でないと権利擁護委員が認める場合
- 2 権利擁護委員は、権利の侵害を受けた子ども若しくはその保護者以外の者からの申立てにより調査を行う場合又は自らの判断で調査を行う場合は、当該子ども又は保護者の同意を得るものとする。ただし、当該子どもが置かれている状況等から、権利擁護委員が同意を得ることが困難であると認めるときは、この限りでない。

(調整)

第5条 権利擁護委員等は、必要があると認めるときは、子どもと市の機関又は市の機関以外の者との仲介をすること等により、子どもの権利の侵害を回復するための調整を行うものとする。

(勧告)

第6条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認めるときは、市の機関に対し、是正の措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(是正要請)

第7条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認める場合は、市の機関以外の者に対し、是正の措置を講ずるよう要請をすることができる。

(意見表明)

第8条 権利擁護委員は、調査の結果、必要があると認める場合は、市の機関等に対し、制度等の改善を行うよう意見を表明することができる。

(報告)

第9条 権利擁護委員は、第6条の勧告をしたときは、当該市の機関に対し、是正等の措置又は制度の改善の状況について報告を求めるものとする。

- 2 前項の報告を求められた市の機関は、権利擁護委員に対し、速やかに是正等の措置又は制度の改善の状況について報告しなければならない。
- 3 権利擁護委員は、第7条の是正要請をしたときは、当該市の機関以外の者に対し、是正等の措置の状況について報告を求めるものとする。
- 4 前項の報告を求められた市の機関以外の者は、権利擁護委員に対し、速やかに是正等の措置の状況について報告するよう努めなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第10条 条例第27条第2項の規定による活動状況の報告及び公表は、年度ごとの相談件数、申立ての件数、調査の件数、勧告等に係る是正等の措置の状況報告の要旨その他権利擁護委員が必要と認める事項について行うものとする。

(甲府市子どもの権利擁護委員会議)

第11条 権利擁護委員は、次に掲げる事項を協議するため、甲府市子どもの権利擁護委員会議（以下「権利擁護委員会議」という。）を設置するものとする。

- (1) 権利擁護委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 子どもの権利の侵害について、その救済と回復に向けた方策に関すること。
- (3) 活動状況の報告に関すること。
- (4) その他権利擁護委員の協議により必要と認めること。

(代表権利擁護委員)

第12条 権利擁護委員会議に代表権利擁護委員を置き、権利擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

- 2 代表権利擁護委員は、会務を総理する。
- 3 代表権利擁護委員に事故があるときは、あらかじめその指名する権利擁護委員が、その職務を代理する。

(会議)

第13条 権利擁護委員会議は、代表権利擁護委員が招集するものとする。

- 2 権利擁護委員は、必要があると認めるときは、権利擁護委員以外の者を権利擁護委員会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門員の職務等)

第14条 専門員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 第3条の申立てを受け、子どもの権利の侵害に関する調査を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、権利擁護委員が必要と認めること。

(身分証明書)

第15条 権利擁護委員等は、調査を行うときは、身分証明書(別記様式)を携帯し、提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(遵守事項)

第16条 権利擁護委員等は、職務を行うに当たり、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 子どもやその関係者等の人権について十分に配慮し、職務を遂行すること。
- (2) 相談や申立て等の内容に応じ、関係機関等と連携を図り、職務の円滑な遂行に努めること。
- (3) 相談や申立てを行った者に不利益が生じないよう職務を遂行すること。
- (4) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。



「こうふPR大使 武田ハルくん」

甲府市子どもの権利擁護委員

令和5（2024）年度活動報告書
令和6（2025）年10月 発行

事務局 甲府市 子ども未来部 子育て支援課

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番地1号 3階◎窓口

電 話 055-221-3011（直通）
055-237-1161（代表）

F A X 055-537-5356

メ ー ル aozora@city.kofu.lg.jp